

農業者・事業者の皆様へ

平成31年度 産業振興のための支援事業のお知らせ

登米市は、地域資源を活かし魅力ある元気な産業を「つくる」まちづくりのため、その実現と産業の振興に向けた活動がなされるよう様々な支援をしていきます。

なお、今回のお知らせのほか、新たな支援制度や補助事業などについては、市の広報紙やホームページなどで随時お知らせします。詳しくは産業経済部各担当課にお問い合わせください。

登米市産業経済部

1. 地域資源を活かした多様なビジネスを応援します！

問い合わせ先 産業連携推進課 TEL0220 - 34 - 2549

事業名	事業概要	対象経費・補助率(額)・要件等	
産業支援	市内に住所、店舗又は事業所を有し事業を行う法人、団体及び個人とする。ただし、地域資源有効活用施設・機械整備支援事業について、補助額が100万円を超える場合は、3人以上で組織する任意の団体及び法人を対象とする。		
商品開発・商品力向上支援事業	加工品の開発や包装資材の製作等に要する経費への支援	講師の謝金や旅費、試作品開発費、成分分析費、ホームページ作成委託料、パッケージ開発費、商品パンフレット製作費等 対象経費の1/2以内、限度額50万円	
マーケット開拓・人材育成支援事業	新規マーケットの開拓や研修会参加等人材育成に要する経費への支援	商談会出展料、試供品作成費、運送料、講師謝金、旅費、会場借上料、受講料等 対象経費の1/2以内、限度額70万円	
地域資源有効活用施設・機械整備支援事業	地域ビジネスの事業化や拡充に必要となる施設・機械等の整備に要する経費への支援	製造・保管・製品に係る機器等。ただし、冷暖房設備や家庭用電化製品等汎用性のあるものは対象外 対象経費の1/2以内、限度額200万円	補助額が100万円を超える場合は、3人以上で組織する任意の団体及び法人が対象
店舗イメージアップ支援事業	地域の特色及び消費者ニーズに対応した魅力ある店舗づくりに必要となる事業に要する経費への支援	既存店舗の改修、新規開店に必要な自己所有物件の改修等。ただし、機器、機械及び設備等の更新は対象外。なお、改修に伴う設備等の性能向上につながる場合は対象 対象経費の1/2以内、限度額100万円	
まとめりステップアップ(生産の組織化向上)支援事業	経営の改善や向上に必要な生産者等の組織化や法人化に要する経費への支援	法人化に係る定款認証料、司法書士業務代理手数料、登記申請費等 対象経費の1/2以内、限度額30万円	
地産都商・輸出チャレンジャー支援事業	三大都市圏スーパー等を活用したインショップ販売及び海外への輸出に係る販路開拓に要する経費への支援	旅費、販促資材費、DM発送料、配送料、広告作成料、有料道路通行料、車両及び機材の借上料、謝金及び委託費(サンプル製造、マーケット調査)等 対象経費の1/2以内、限度額200万円	
研究開発支援	学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び公設又は民間の研究機関と連携して先進的・実験的な製品開発、技術開発、調査研究及び交流活動を行う市内に本店若しくは主たる事務所を有する法人又はこれと同等の経理的基礎を有すると認められる者とする。		
産学官連携研究開発等支援事業	学術機関と連携した先進的、実験的な製品開発、技術開発に要する経費への支援	設備費、材料費、旅費、謝金、借上料、分析経費等 対象経費の2/3以内、限度額300万円	・支援対象者は公募後選考 ・公募期間は5月末まで
創業支援	市が開催する審査会において、事業者として認定を受け、審査会開催日の属する年度の末日までに新たな事業(既に事業を営んでいる中小企業又は小規模事業者において後継者が先代から事業を引き継いだ場合などに行う新たな分野への事業展開を含む。)を開始する法人又は個人とする。ただし、特定非営利活動法人は除く。		
創業時支度金	市内において起業・創業を行うために要する経費への支援	設備費、人件費、材料費、謝金、旅費、借上料、委託費、消耗品費等 対象経費の3/4以内、限度額225万円	・支援対象者は審査会で選考 ・公募期間は5月末まで
技術習得支援	市が開催する審査会において、事業者として認定を受け、市内に住所、店舗又は事業所を有し事業を行う法人、団体及び個人とする。ただし、特定非営利活動法人は除く。		
技術習得支援金	市内において起業・創業又は新たな分野への事業展開を行うための実践研修に要する経費への支援	旅費、参加負担金、研修活動費、各種申請費用、借上料、保険料等 対象経費の3/4以内、限度額225万円	・支援対象者は審査会で選考 ・公募期間は5月末まで

2. 林業経営や環境保全活動を応援します！

問い合わせ先 産業振興課林業振興係 TEL0220 - 34 - 2716

事業名	事業概要	対象経費・補助率(額)・要件等	
地域材需要拡大支援事業	市内に居住用の住宅等を、市内産材を使用して建設する場合に支援	主要構造材の50%以上に市内産材を使用した、木造在来工法による自己の居住用住宅、自らが営む店舗及び事務所並びに集会施設の新築・増築 市内産木材使用材積 使用量 20,000 円/m ³ (上限: 300,000 円) 認証材加算 5,000 円/m ³ (上限: 100,000 円)	
里山再生事業	森林所有者が行う、多面的機能を有する豊かな里山づくりへの支援	10a以上の広葉樹の植栽、天然更新作業に要する経費 20,000 円以内/10a	
森林病虫害防除事業	民有地(個人の宅地内等)に発生した松くい虫被害木駆除の支援	松くい虫被害木の伐倒駆除・処分費用 経費の1/3以内	
特用林産物総合支援事業	特用林産物・原木しいたけの生産再開及び生産の拡大に向けた支援	機械・施設等整備(パイプハウス等) ①事業費の1/2以内、限度額1,000,000円/事業 ②事業費の1/5以内、限度額300,000円/事業(1/3) (500,000円)	対象特用林産物 ①…露地栽培原木しいたけ ②…①以外 ③…原木しいたけ ④…③以外 ※()内は新規生産者
		生産資材等導入(ほだ木、種菌等) ③事業費の1/3以内、限度額500,000円/事業体 ④事業費の5/100以内、限度額100,000円/事業体(1/10) (200,000円)	

3. 新規就農者や担い手を応援します！

問い合わせ先 産業振興課農業経営支援係 TEL0220 - 34 - 2491

事業名	事業概要	対象経費・補助率(額)・要件等	
農業担い手育成支援事業	農業研修支援事業	担い手を対象として行う研修等に係る経費	経費の1/2以内、上限50,000円
	新規就農者支援事業	新規就農希望者が市内農家等で行う研修等に係る経費 独身者:月額30,000円以内 夫 婦:月額50,000円以内	左記3事業は、市内で5年以上就農すること
	担い手経営開始支援事業	新規就農者が農地を賃借又は取得する経費 5,000円/10a	
	ニューシニアファーマー支援事業	他産業を退職した中高年者が新規就農のため農地を賃借又は取得する経費 5,000円/10a	
	新規就農者交流促進事業	新規就農者の組織する団体の研修会等の開催に要する経費 経費の1/3以内、上限30,000円	
多様な担い手育成支援事業	中心経営体育成支援事業	水田農業用機械の取得経費	経費の2/10以内 上限1,500,000円 人・農地プランに位置づけられた中心経営体
	がんばる農家支援事業	水田農業用機械の取得経費	経費の1/6以内 上限500,000円 水田の米形態作付面積が2ha以上の販売農家で、今後5年以上営農を継続すること

4. 環境保全型農業、水稲栽培の低コスト化や

転作のための条件整備を応援します！

問い合わせ先

農産園芸畜産課農産園芸振興係 TEL0220 - 34 - 2713

事業名	事業概要	対象経費・補助率(額)・要件等	
環境保全型農業推進事業	有機農業を実施するための条件整備	除草機、アイガモ農法用ネット等(新規及び拡大分) 対象経費の30%以内 限度額:除草機150,000円、ネット20,000円/10a	農業者、農業者で組織する団体
	水田農業における生物多様性確保のための条件整備	ビオトープ、魚道、冬みず田んぼの条件整備 対象経費の50%以内、限度額:50,000円	法人、農業者で組織する団体
	環境保全米の品質を高めるための条件整備	色彩選別機の導入(※本体機械のみ) 対象経費の20%以内、限度額:500,000円、 面積要件:環境保全米等の受益面積10ha以上	農業者、法人、農業者で組織する団体
	農業生産工程管理(GAP)の指導員資格の取得等のための研修会参加を支援	研修会への参加に要する経費 対象経費の50%以内、限度額1,000,000円	農業者、法人、農業者で組織する団体
	農業生産工程管理(GAP)及び農作物の認証取得の支援	農業生産工程管理認証(GAP)、農作物認証(有機JAS、県認証)等の取得に要する経費 導入時:対象経費の50%以内(限度額あり) 更新時:対象経費の25%以内(限度額あり)	農業者、法人、農業者で組織する団体

事業名	事業概要	対象経費・補助率(額)・要件等	
水田農業改革支援事業	米の生産調整(転作)のための条件整備	耕うん整地、管理、収穫、乾燥・調製用機械の導入経費 対象経費の30%以内、限度額:500,000円 面積要件は、麦類・大豆・飼料作物は4ha以上ほか	法人、農業者で組織する団体(3戸以上)
水稲直播推進事業	水稲直播栽培の普及のための条件整備	・湛水直播用機械 直播アタッチメント、多目的田植機(直播用) 対象経費の20%以内(機械ごとに限度額あり) ・乾田直播用機械 レーザーレベラー、バーチカルハロー等 対象経費の40%以内(機械ごとに限度額あり)	農業者、法人、農業者で組織する団体 ※乾田直播用機械は、おおむね10ha以上栽培すること。

5. 園芸経営のための条件整備を

応援します!(園芸産地拡大事業)

問い合わせ先

農産園芸畜産課農産園芸振興係 Tel.0220-34-2713

事業名	対象経費	補助率(額)	要件等
園芸用ハウス整備事業	園芸栽培用ハウス及び附帯設備(換気、電気、水道、設備)	対象経費の20%以内 ※補助率加算あり 限度額2,000,000円 ※限度額特例あり	・販売を目的とした園芸作物の生産に要する施設 ・ハウスの面積は99㎡以上 ・年間あたり概ね6カ月以上の利用期間があること
	園芸振興品目の園芸栽培用ハウスの外張り、内張りビニールの張り替えに要する経費	対象経費の20%以内 限度額2,000,000円	・販売を目的とした園芸作物の生産に要する施設で、年間を通して利用期間があること ・ハウスの面積は、99㎡以上とする
	中古ハウスの再利用に要する経費(人件費を含めない。)	対象経費の20%以内 限度額500,000円	・販売を目的とした園芸作物の生産に要する施設で、年間を通して利用期間があること ・ハウスの面積は、99㎡以上とする
園芸用機械整備事業	畝立機、移植機、防除機、暖房機、収穫機、洗浄機、選別機、包装機、予冷库、土壤消毒機、その他園芸専用機械	対象経費の20%以内 ※補助率加算あり 限度額1,500,000円 ※限度額特例あり	・販売を目的とした園芸作物の生産に要する機械であること ・事業費200,000円以上であること ・既存機械の更新及び中古機械の購入については対象としない
	環境配慮型冷暖房機(ヒートポンプ、ペレット暖房機など)	対象経費の50%以内 限度額1,500,000円	・販売を目的とした園芸作物の生産に要する機械であること ・既存加温機からエコ製品への買い替えも対象とする
園芸生産者確保対策事業	新規・面積拡大分の種苗購入費	対象経費の20%以内 限度額100,000円	・前年度の対象品目出荷、販売分を除く ・施設面積99㎡以上、露地栽培500㎡以上
	花粉交配用蜂購入費	対象経費の20%以内 限度額100,000円	
	水田に園芸作物を作付するための客土及び暗渠に要する経費	対象経費の20%以内 限度額400,000円	・販売用園芸作物生産に要するほ場への客土及び暗渠であること ・施設栽培99㎡以上、露地栽培500㎡以上
園芸産地育成新技術支援事業	生物農薬(微生物防除剤)やワクチン(弱毒株水溶液)等の購入費、土壤消毒等の病虫害防除に要する経費	対象経費の20%以内 限度額100,000円	・施設栽培99㎡以上、露地栽培500㎡以上 ・公的機関が認めるもの
露地栽培用資材及び機械整備事業	露地栽培用資材(マルチ、パイプ、誘引資材、保温用資材等)の購入費	対象経費の40%以内 限度額200,000円	・露地栽培500㎡以上 ・利用し生産された作物は全て出荷、販売すること
	露地栽培用中古機械 ※新規就農者に限る	対象経費の30%以内 限度額1,000,000円	・販売を目的とした園芸作物の生産に要する機械であること ・事業実施面積は、500㎡以上であること ・就農計画認定申請書の写しを提出すること
特定成分含有作物生産支援事業	特定成分含有作物の栽培技術の修得に係る検討会、研修会及び実証圃場に要する経費 種苗及び生産、出荷調整等に必要機械の購入費	対象経費の40%以内 限度額1,000,000円	・販売を目的とした特定成分含有作物(日本薬局方に定められている作物)の生産に要する経費であること ・事業実施面積は施設栽培にあつては99㎡以上、露地栽培にあつては500㎡以上であること

※パイプハウス等の新設、機械の導入については、新規就農者加算(20%)、後継者加算(5~15%)、法人加算(5~10%)、大規模経営加算(10~15%)、加工・業務用等新規流通ルート加算(10%)、重点推進品目(キュウリ、キャベツ、ネギ、タマネギ、ゆきな、ちぢみほうれんそう、ジャガイモ、トマト)加算(10%)の特例があります。また、重点推進品目については、限度額の特例があります。詳しくはお問い合わせください。

※本制度の利用について、同一年度内において上記の事業種目ごとに1人(法人、団体等)1回に限ります。

6. 畜産経営を応援します!

問い合わせ先 農産園芸畜産課畜産振興係 Tel.0220-34-2713

事業名	事業概要	対象経費・補助率(額)	要件等
畜産総合振興対策事業			
優良乳用牛確保対策事業	畜産農家等が行う優良な乳用牛の導入への支援	乳用牛の導入に係る経費 1頭当り50,000円(北海道) 30,000円(北海道以外の県外) 10,000円(県内)	・登録書及び購買証明書を有すること ・初妊牛であること ・着地検査(ヨーネ病)を受けること ・1戸当たり年間5頭以内とする

事業名	事業概要	対象経費・補助率(額)	要件等
繁殖素牛導入事業	登米市産肉用牛のブランド化を目指すために、畜産農家等が行う優良繁殖素牛の導入及び保留への支援	繁殖雌牛の導入及び保留に係る経費 1頭当り 50,000円 (種雄牛が「洋糸波」「勝洋」の場合) 1頭当り 100,000円	・市内産雌牛で登記書を有すること ・優良子牛保留選定会合格牛又は産子検査合格牛(いずれもA3級以上)であること ・子牛市場での購入牛又は自家保留牛であること ・1戸当たり年間5頭以内とする ・自家保留の場合は12カ月経過時点で補助対象
肥育素牛導入事業	登米市産肉用牛のブランド化を目指すために、畜産農家等が行う肥育素牛の導入への支援	肥育牛の導入に係る経費 1頭当り 20,000円 (種雄牛が「洋糸波」「勝洋」の場合で購入価格が55万円を超える場合) 1頭当り 70,000円	・子牛市場での購入牛であること ・市内産黒毛和種で子牛登記書を有すること ・年間1戸当たり15頭以内とする ・ただし、種雄牛が「洋糸波」「勝洋」の子牛は5頭以内とし、年間対象頭数の15頭に含まれる
系統造成豚導入事業	畜産農家等が行う優良種雄豚及び母豚の導入への支援	優良種豚及び母豚の導入に係る経費 1頭当り 雄 20,000円、雌 10,000円	・純粋種(ミヤギノ、しもふりレッド等)、ミヤギノクロスであること ・登記証明及び購入証明があること ・年間対象頭数は1戸当たり25頭以内とする
繁殖牛等経営規模拡大支援事業	畜産農家等が行う繁殖牛等経営の規模拡大への支援	サンシャイン牛舎の新設及び増設に要する経費(畜舎建築費、付帯設備費、設計費) 事業費の1/3以内 上限額 1,000,000円 新規就農者は1/2以内 上限額 1,500,000円 牧柵を併設する場合は上限額に200,000円を加算	・飼養頭数の増頭計画を有すること ・設計書(見積書、建築図面等)を有すること ・屋根材に採光性のある部材を使用すること

7. 商業や工業、雇用を応援します！

問い合わせ先 商業観光課商業振興係 TEL0220-34-2734

事業名	事業概要	対象経費・補助率(額)・要件等
空き店舗活用事業	市内の空き店舗を活用する新規出店者及び商店街等団体への補助	空き店舗の全部又は一部の改修に要する経費 経費の1/2以内、限度額 350,000円 店舗の賃借料(申請月から12カ月間) 賃借料の1/2以内、限度額 月 25,000円
商店・商店街等アドバイザー派遣事業	専門家を派遣し、魅力ある個店や商店街づくりを支援	最寄りの商工会で手続きしてください。派遣経費は発生しません。
商店街交流創出事業	商店街等による商品知識や生活に役立つ知恵を紹介・体験する講座の開催に要する経費への支援	広告宣伝費、印刷製本費等 対象経費の1/2以内
中小企業振興資金融資制度	事業資金を必要とする市内の中小企業者に対し、低金利の融資を斡旋	資金用途：運転資金、設備資金 融資限度額：2,000万円 貸付利率：年1.7% 償還期間：運転資金7年以内、設備資金10年以内、併用7年以内
中小企業振興資金融資利子補給金交付事業	中小企業振興資金の融資を受けた中小企業者への利子補給	補給額：利子支払額の1/2以内 補給対象期間：融資開始から12カ月分まで

8. 企業の進出を応援します！

問い合わせ先 工業振興課 TEL0220-34-2706

事業名	事業概要	対象経費・補助率(額)	要件等
企業立地促進事業	製造業、運輸業、情報通信業で市内に新設、移設、増設し雇用の拡大があった企業に対する奨励金	企業立地投資奨励金：投資額の20%を交付(限度額3億円) 企業立地促進奨励金：固定資産税相当額を3年間交付 用地取得奨励金：市が造成した工業団地の取得額の20%を交付(限度額1億6千万円) 雇用促進奨励金：新規常時雇用従業員1名につき20万円 上水道料金助成金：料金の30%を3年間交付(食料品製造業の施設のみ) 環境整備奨励金：特定工場に該当する場合で緑地を設置した経費の30%及び公共下水道受益者負担金に相当する額	・事前に指定企業者申請が必要(操業開始30日前まで) ・雇用促進奨励金は4月末まで申請 ・上水道料金助成金、環境整備奨励金は限度額あり
工業用地造成民間活力促進奨励金	立地協定等を締結し、工業用地を造成して立地する企業に対する奨励金	用地造成に要する経費に対し奨励金を交付 造成面積5,000㎡以上で造成工事費(9,000円/㎡以内)の40%以内(限度額1億8千万円)	自らの負担において工業用地の造成を行い、指定企業者となることが見込まれる事業者

お知らせ

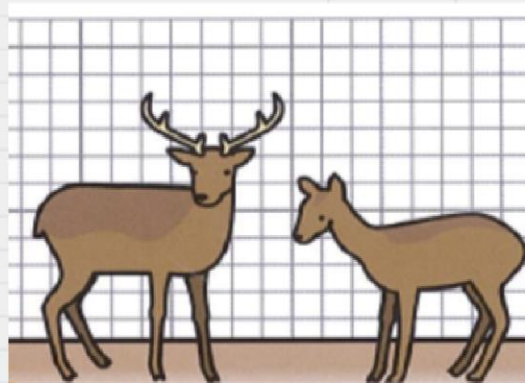
平成31年度有害鳥獣被害対策事業のご案内

登米市では野生鳥獣による農作物や生活環境を守るために、防護柵などの設置に対する支援と、鳥獣捕獲の担い手である狩猟者の確保のための支援を行います。

事業名	交付対象となる経費及び対象者	補助率	限度額
防護柵等 設置事業	(対象経費) ・電気柵、金網柵、ネット柵、防鳥ネットなどの購入 及び設置に要する経費 (対象者) 市内に耕作地、所有地を有する個人及び法人	1 / 2 以内	5万円
狩猟者確保 対策事業	(対象経費) 新たに狩猟免許を取得するために要する経費 ・講習会の受講料 ・狩猟免許試験の手数料 ・猟銃所持許可に要する手数料等 (対象者) 市内に住所を有する個人 ※狩猟免許取得後は登米市が取組む有害鳥獣対策事業に従 事・協力していただきます。	全 額	5万円

【補助金申請の流れ】

1. 申請書の提出 (申請者→市)
↓ ※申請前に着手しないこと。
2. 交付決定通知の送付 (市→申請者)
↓
3. 事業着手 (申請者)
↓
4. 事業完了 (申請者)
↓
5. 実績報告書の提出 (申請者→市)
↓
6. 確認、補助金の支払い (市→申請者)



【問い合わせ先】 登米市中田町上沼字西桜場 18 (中田庁舎)

登米市産業経済部 農産園芸畜産課 農産園芸振興係

電話：0220-34-2713 ファクシミリ：0220-34-2801